

別記様式(第7条関係)

第5回富士川町水道料金等審議会 会議録

- 1 会議の名称 富士川町水道料金等審議会
- 2 会議日時 平成28年10月21日(金)午後 7時30分から
午後 8時40分まで
- 3 開催場所 富士川町役場本庁1階会議室
- 4 出席者数 委員 12名 (欠席者2名)
- 5 傍聴人数 0名 (傍聴人定員 20名)
- 6 議題 簡易水道料金(案)について
答申(案)について
- 7 審議会内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
審議会条例第6条の規定により、会長が議長となり議事進行を行う
 - (3) その他
- 8 発言の内容
 - (1) 簡易水道料金(案)について
事務局(説明)
「簡易水道料金(案)について」説明。

議長(意見)
この審議会では、29年度。それ以降のものについては、意見として付け加えるという形になるかと思いますが、特にご意見ございませんか。

委員（意見）

意義なし。

(2) 答申（案）について

事務局（説明）

「答申書（案）(1) 富士川町水道料金の改定について」説明。

委員（質問）

2ページの鏡文のところで、「今後の水道料金」とあるが、この水道料金というのは、上水道も簡易水道もここで含めて言っているのか。

事務局（回答）

そのとおりです。両方の意味です。

委員（意見）

次のページ以降、上水道料金、簡易水道料金が別になっている。町に出すので、町では当然わかっていると思うが、これまでの審議は、上水道料金、簡易水道料金と審議してきた。鏡文で水道料金（簡易水道料金を含む）と書くのかどうか。それが良いのかどうかわからないが。詳しく言うのであれば、上水道料金、簡易水道料金及び下水道使用料というようになる。その辺が気になった。

事務局（回答）

この次のページに簡易水道料金の答申が出てくるわけですが、そこでも水道料金という文面で統一させて頂いております。

委員（意見）

審議会は、水道料金等審議会である。鏡文の頭も「水道料金等改定について」になっており、これはこれで良いと思う。事務局で良いと言うことであれば、いずれ答申を受けるのは町なので良いと思う。

議長（意見）

簡易水道と言う文面を入れなくて良いという判断でよろしいですか。

事務局（回答）

次の簡易水道料金の答申で「簡易水道料金」と出てきます。鏡文なので、「水道料金」で意味は通じないわけではありません。

委員（質問）

少し教えて頂きたいが、答申と付帯意見に分けているが、付帯意見も町民に公開されると考えて良いか。

事務局（回答）

答申については、公開する予定でいます。付帯意見も入っていますので、併せて公開する予定です。

委員（意見）

「審議経過」のところで、表現に誤りがある。「平成29年度から収益が赤字となり」とあるが、これは「損益が赤字となり」が正しい。また、「なり」は将来の話なので、「赤字となる見込みである。」が良い。それで、「29年度以降継続して赤字が出るので、留保財源の取り崩しを行わなければならない」となると思うが、その裏では、資本的支出を賄えない。正確に書くとすれば、「損益が29年度以降赤字かつ、資本的収支を補う分の留保財源の取り崩しを行わなければならない」というのが正確だが、町民からすればどちらでもよいと思う。表現はお任せするが、少し理論が飛躍しているので、「29年度以降赤字なので取り崩しを行わなければならない」という表現が入れば問題ないと思う。

また、「34年以降資金が枯渇する恐れが生じる」は、少し抽象的なので、「債務超過になる」というほうが良いかと思う。客観的に表現してもらったほうが良い。

もう一つ、「現行水道料金に一律20%を乗じた料金改定が必要である」とあるが、34年において黒字になっているためにはということなので、それ以降は20%改定しても留保資金はどんどん減っているので、20%上げて未来永劫良いというわけではないので、出来れば20%を乗じた料金改定をすれば34年に留保資金がどれぐらいになっている見込みと入れたほうが良いかと思う。少し書きすぎかもしれないが、20%なら良いという理由はどこにもない。20%上げるとこうなるというのを一つ入れたほうが良い。

事務局（回答）

「20%上げると34年以降の財政状況はこれこれ」という感じで入れてみます。

委員（意見）

今の意見は入れたほうが良い。

事務局（回答）

答申（案）を作るのに、他市町村も参考にしながら作成しましたが、金額的な

ものは答申にはなかなか入れていない状況です。

委員（意見）

金額は見込みなので、一人歩きしても困るので、「一定額の留保資金が維持出来る」とかそのような表現が良いかと思う。

事務局（回答）

ここで、「こう直します」と即答出来ませんので、この後、簡易水道、下水道の答申もありますので、意見を頂いて、修正したいと思います。

委員（意見）

内容が変わらず、文言の修正のみであれば会長の承認で良いのではないか。

委員（意見）

委員の中に専門家もいるので、正副会長と専門家の委員に見てもらったほうが良い。表に出ていくものなので。

委員（意見）

平成34年以降というよりも、「平成31年度に審議会を改めて開催する」とあるので、そちらのほうが大事である。

事務局（説明）

「答申書（案）(1) 富士川町水道料金の改定について（簡易水道料金）」説明。

委員（意見）

「審議経過」のところがくどい。もう少し整理したほうが良い。また、「改定率が100%近い簡易水道」と書くと誤解される。

事務局（回答）

今ここですぐに修正出来ませんので、内容は変えずにもう少し文面を整理したものを各委員さんへ送らせて頂きます。

委員（意見）

「改定率が100%近い」というのは、「大幅な改定率になる」としたほうが良いのではないか。

事務局（回答）

言い回しを変えて、整理したいと思います。

事務局（説明）

「答申書（案）（2）富士川町簡易水道加入金の改定について、（3）富士川町下水道使用料の改定について」説明。

委員（質問）

簡易水道の加入金のところで、一般家庭で利用する口径は何ミリ。

事務局（回答）

13ミリです。

委員（質問）

加入金が5万円から8万円ということで、8万円は高額ではないのか。

事務局（回答）

安くない金額だと思います。上水道に合わせるということで、前回もお話しさせて頂きましたが、県内上水道の加入金をみますと、8万円という金額は真ん中から下のグループに入る金額です。南アルプス市さんが最近改定した関係で12万円ほどと高額となっております。

委員（意見）

町民がみて加入金が3万円上がって高額ではないのかと思われる。

委員（意見）

他の市町村と比較して高額ではないと入れたほうが良い。今の文面だと少しきつい。

委員（意見）

別の話だが、富士川町で「人口増やしましょう。移住者を増やしましょう。」ということでやっている中、これで料金が上がったりすると中々移住者が希望しなくなるというのはある。全く別の話だが。こういうところで助成が出るようなことを別のところでやっていきたい。こういう事があるので、ここの言い回しだけ考えてもらいたい。

(3) その他

委員（質問）

実際、答申はいつ頃になるか。

事務局（回答）

早急に文面の修正をさせて頂き、正副会長及び専門家の委員さんにみて頂き、10月中に町に対して答申を行いたいです。

委員（意見）

審議会の内容は、議員に報告してきているので、答申をしたらまた、議員に報告したいと思う。

事務局（回答）

議員にも答申の内容を報告していきたいと思います。

委員（意見）

何れ条例改正があるので、その前に、答申内容の説明をしてもらいたい。

委員（質問）

議会への上程はいつを予定しているのか。

事務局（回答）

1 2 月に上程出来ればと考えています。

委員（意見）

簡易水道の地区は説明をしなければならないのでは。

事務局（回答）

答申が出る前に説明は出来ませんでした。答申が出たということであれば、地区に説明できます。

委員（意見）

先に議会へ答申内容の説明をして、条例改正の前に地区へ説明に行けば良い。

委員（意見）

全員来られないので、各組でやってもらいたい。

議長（意見）

説明に関するスケジュールは事務局で検討してください。

事務局（回答）

庁舎内会議でスケジュール等を調整したいと思います。

事務局

答申の文面を修正したものを会長等に確認して頂き、各委員さんに送付させて頂きたいと思います。長い間、5回に渡り審議して頂き、誠にありがとうございました。

以上